



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目11番地 カツミビル7F702

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 在留資格シリーズ! Part5

2月号に引き続き、在留資格について解説してまいります。

今号では、結婚・家族関係に基づく在留資格である「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」を取り上げます。

【結婚・家族系の在留資格の基本】

外国人の在留資格は、「活動」に基づくものと「身分又は地位」に基づくものに大別されます。

日本人や永住者との婚姻や親子関係等に基づく在留資格は、いわゆる「身分系」に分類され、原則として就労制限がない点が特徴です。

一方で「家族滞在」は扶養関係を前提とした在留資格であり、性質が大きく異なります。

	在留資格・対象者	性質	就労可否	ポイント
結婚・家族系の在留資格	日本人の配偶者等 (日本人の配偶者、日本人の子として出生した者、日本人の特別養子)	身分に基づく在留資格	就労制限なし	「配偶者」に内縁関係は含まれません 「子」は実子または特別養子に限られます。 ☆審査のポイント 婚姻の実態および生活の安定性が重点的に審査されます。 婚姻の真実性(同居の状況、写真、SNS・通話履歴等)と、生活基盤の安定性(収入・納税状況等の証明)が重要となります。
	永住者の配偶者等 (永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留している者) ※永住者等・・・ 永住者・特別永住者	身分に基づく在留資格	就労制限なし	「本邦で出生」とは、日本国内で出生したことを意味します。 永住者の子であっても、本邦外で出生した場合(いわゆる里帰り出産等)は該当しないため注意が必要です。 また、出生後も引き続き日本に在留していることが要件となります。 ☆審査のポイント 日本人の配偶者等と同じく、婚姻の実態および生活の安定性が重点的に審査されます。
	家族滞在 (就労ビザ等で在留する外国人の配偶者・子)	扶養に基づく在留資格(主たる在留者に付随)	原則就労不可(資格外活動許可により週28時間以内の就労が可能)	対象は「配偶者・子」に限られ、親は含まれません。 また、内縁関係は認められません。 養子については対象となり得ますが、扶養の実態等が厳しく審査されます。 「子」には成年に達した者も含まれますが、実務上は扶養の必要性・相当性が重視されます。 ☆審査のポイント 扶養者の収入・納税状況、扶養能力、同居状況等の生活実態が審査されます。

【実務上の注意点】

- ・形式的な婚姻では許可されません。(いわゆる偽装結婚は認められておらず、実態を伴う関係が求められます)
- ・交際の経緯や同居状況、写真、メッセージ履歴等、婚姻の実態を証明する資料の提出が重要となります。
- ・生計維持能力が不十分な場合には、不許可となる可能性が高まるため、収入や納税状況の確認が重要です。
- ・離婚や死別等により婚姻関係が終了した場合には、在留資格の変更が必要となることがあります。
- ・家族滞在については、扶養者の収入や扶養能力が重視されるため、状況によっては許可されない場合があります。

【在留期間について】

- ・日本人・永住者の配偶者等・・・ 5年、3年、1年、6か月
- ・家族滞在・・・ 法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
 ※いずれも初回は「1年」となるケースが多く、更新時に実態が審査されます。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください!

次号の予告TOPIC「令和8年4月施行! 不動産登記名義人の住所変更登記義務化について」

